

平成29年度 さいたま市立大宮別所小学校いじめ防止基本方針【改定版】

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。そのため、毎学期初めに「心と生活のアンケート調査」や、毎月「教職員向けアンケート調査」を行うことで、いじめの防止への意識を高め、早期発見につなげる。また、「いじめ防止対策委員会」を行うことで、保護者、地域住民、関係機関と連携を図る。さらに、小・中一貫教育の推進を図り、関係小・中学校との連携を深める。

児童会が中心となって、異学年交流（たてわり活動）を行うことで、思いやり、尊敬の気持ちを育む人間関係を築く。また、いじめ撲滅強化月間の取組として、全校に向けて、いじめ撲滅についての児童生徒啓発ポスターの紹介と学校スローガンの発表や、各学級へのポスター掲示と学級スローガン作成の呼びかけを行うことで、全校児童の意識を高める。さらに、子ども会議、ブロック会議やいじめ防止シンポジウムへ出席し、本校独自の取組を考える。

さいたま市立大宮別所小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、日頃から危機意識を高くもち、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもつ。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 いじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 児童と児童、児童と教職員の間には、共感的な人間関係を築く。
- 5 いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 6 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深める。
- 7 いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図る。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめが「解消している」状態は、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）と、被害児童が心身の苦痛を感じていないことである。

IV 組織

1 いじめ防止対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員。
PTA会長、学校評議員
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会（各学期1回程度開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、校長が必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - カ 発見されたいじめ事案への対応
 - キ 構成員の決定
 - ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともにいじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長、児童会副会長、児童会書記、代表委員
- (3) 開催：毎月の委員会開催時に、必要に応じて代表委員会の中で話し合う。
- (4) 内容
 - ア いじめの撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育推進教諭を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- 「心を潤す4つの言葉」のポスターを掲示し、啓発をする。

(2) 道德の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンを作るとともに、各学級のスローガンを校内に常時掲示する。
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの計画
 - ・ 校長・生徒指導主任・代表委員による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への啓蒙活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸

成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処方法などを身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施： 5年生 6月
6年生 6月

5 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：5年生 6月
※できるだけ学校公開時などに実施し、保護者を含めた開催を検討する。

6 教育相談体制の充実を通して

- 各担任は、日頃からカウンセリングマインドの態度に努める。また、教育相談週間(日)を設定し、教育相談の充実を努め、いじめの早期発見に努める。

7 たてわり活動を通して

- 異年齢集団での活動を通して、思いやり、尊敬の気持ちをもって協力することで望ましい人間関係を築く。
 - ・ なかよし給食
 - ・ たてわり清掃
 - ・ たてわりウォーキング
 - ・ なかよしフェスティバル
 - ・ 6年生を送る会 等

8 小・中一貫教育の推進

- 関係小中学校との連携を深め、児童生徒のみならず教職員の人間関係作りにも努める。
- (1) 「宮原中学校区小・中一貫教育研究推進連絡会」の開催
4月・7月・1月開催
組織…校長・教頭・教務主任・小・中一貫コーディネーター
- (2) 研究推進委員会の開催
連絡会前に開催

- (3) 教職員の合同研修会の開催
4月・7月開催
- (4) 「さいたま市小・中一貫教育」カリキュラムの活用・実践
- (5) 教職員による相互授業参観(4月…小→中、6月…中→小)
- (6) 兼務発令教員等による中学校教諭とのTT授業
- (7) 小・中合同あいさつ運動
- (8) つばみの日
- (9) 行事交流(体育祭等)

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・ 児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 登下校：独りぼっち、荷物を持たされる

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 全校児童に毎月、「生活のふりかえり」を行い、結果を毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき早急に対応する。

4 教育相談の実施

- (1) 年2回(6・10月)、全校児童を対象とする教育相談週間を設定する。
- (2) 日頃から保護者が面談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ・ 教育相談だよりの発行
 - ・ さわやか教育相談室の充実
 - ・ 毎週金曜日を教育相談日とする

- ・ 6月に家庭訪問を行う
- ・ 11月に保護者個人面談を行う
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員との連携

5 アンケートの実施（教職員・児童・保護者・地域）

- (1) アンケートの実施：11月(年1回実施)
- (2) アンケート結果の活用：集計結果を全教員で共有し、教育活動に生かす。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・児童委員・主任児童委員
- (2) 防犯ボランティア、交通指導員等
- (3) 学校評議員・学校関係者評価委員

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、全教職員で情報を共有し、早急に対応する。

- 校長は・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ防止対策委員会を開催する。
- 教頭は・・・校長を補佐し、職員全体の動きを調整する。
関係者間の連絡・調整を図る。
- 教務主任は・・・校長、教頭を支援する。
- 担任は・・・事実確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行い、心のケアに努める。
- 学年担当は・・・担任を支援する。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行い、心のケアに努める。
- 学年主任は・・・担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長、教頭に報告する。
- 生徒指導主任は・・・児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るため体制を整備する。
- 教育相談主任は・・・いじめられた側・いじめた側の児童に教育相談を支援する。
- 特別支援教育コーディネーターは・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
う。
- 養護教諭は・・・いじめられている児童の心に寄り添い、心と体のケアに努める。

- スクールカウンセラーは・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は・・・家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止(「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1)年度初めに、「さいたま市立大宮別所小学校いじめ防止基本方針」について協議し、校長を中心に教職員が一丸となり、いじめの防止・早期発見・早期解決を目指す体制を確立する。

2 校内研修

(1)「分かる授業を進めること」

- 学校課題研修を充実させ、分かる授業を進める。また、すべての教育活動を通して、児童の自己自尊心をはぐくむように努める。

(2)生徒指導・教育相談に係る研修

- 長期休業中に、カウンセリングマインドやいじめの防止・解決のための研修を毎年実施する。

(3)情報モラル研修

- 長期休業中に、情報モラルを高める研修を毎年実施する。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

(1)検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ防止対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1)「取組評価アンケート」の実施時期：11月、1月とする。

(2)いじめ防止対策委員会の開催時期：6月21日(水)、11月20日(月)、2月16日(金)

(3)校内研修会等の開催時期：6月10日(土) 学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
8月21日(月) 発達上の課題など配慮を要する児童生徒への対応、いじめの問題に係る事例研究等
1月 いじめ防止校内研修(予定)